

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	自然保護課	検索番号	1 - 2
法令名	自然公園法	根拠条項	16 - 4 (10 - 6)	
許認可等	国定公園事業の執行認可事項の変更の承認			
(根拠規定) 自然公園法 第16条第4項 第十条第四項及び第五項の規定は第二項の協議及び前項の認可について、第十条第六項から第九項まで、第十二条第一項及び第十三条の規定は第二項の協議をした者について、第十条第六項から第十項まで、第十一条から第十三条まで、第十四条第三項及び前条の規定は前項の認可を受けた者について、第十四条第一項及び第二項の規定は前項の認可について準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第十条第十項中「国立公園」とあるのは「国定公園」と、第十一条、第十四条第一項及び前条第一項中「国立公園事業」とあるのは「国定公園事業」と、第十二条第一項及び第二項中「その国立公園事業」とあるのは「その国定公園事業」と、同条第一項中「公共団体である」とあるのは「都道府県以外の公共団体である」と、第十三条中「国立公園事業の」とあるのは「国定公園事業の」と、前条第一項中「国立公園の」とあるのは「国定公園の」と読み替えるものとする。 第10条第6項(準用) 第二項の協議をした者又は第三項の認可を受けた者(以下「国立公園事業者」という。)は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、公共団体にあつては環境大臣に協議しなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 (許認可等の基準) 国定公園事業取扱要領(平成18年3月28日付け17自第491号県民環境部長通知) 第20(認可事項変更承認又は同意事項の変更の同意の基準) 1 事業の執行の認可事項変更承認又は同意事項の変更の同意は、変更の内容が第10の1に掲げる要件に適合するものに行うものとする。 2 1の定めは、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準及び地方自治法第250条の2第1項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととし、行政手続法第5条第3項及び地方自治法第250条の2第1項の規定により、地方局において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。 第10(執行の認可又は同意の基準) 1 国定公園事業の執行の認可又は同意は、次に掲げる要件に適合するものに行うものとする。 (1) 当該事業の執行内容が、国定公園計画及び国定公園事業の決定内容に適合すること。 (2) 附帯施設がある場合には、当該附帯施設が「国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」(平成3年7月5日付け環自計第128号及び環自国第385号自然保護局長通知)に適合するものであること。 (3) 事業の執行により、保護のための施設に関する事業にあつては国定公園の保護上の効果、利用のための施設に関する事業(以下「利用施設事業」という。)にあつては国定公園の利用上の効果がそれぞれ認められるものであるとともに、事業の執行がそれぞれ国定公園の利用又は保護に支障を及ぼすものでないこと。 (4) 利用施設事業については、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでな				

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	自然保護課	検索番号	1 - 2
法令名	自然公園法	根拠条項	16 - 4 (10 - 6)	
許認可等	国定公園事業の執行認可事項の変更の承認			
<p>いこと。</p> <p>(5) 施設の構造及び設備に関し、安全性が十分確保されていること。</p> <p>(6) 利用施設事業については、施設の構造及び設備に関し、利用上の快適性に十分配慮されていること。</p> <p>(7) 施設の管理又は経営の方法が適切であること。</p> <p>(8) 国定公園事業の執行者が十分な事業執行能力を有していること。</p> <p>(9) 当該事業の執行が、他の法令の規定により免許、許可、認可その他の処分を要するものであるときは、その処分が得られる見込みがあること。</p> <p>(10) 当該申請につき、工事等を伴う場合であって当該工事について他の法令の規定により許可、確認その他の処分を要するものであるときは、その処分が得られる見込みがあること。</p> <p>2 1の定めは、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第250条の2第1項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととし、行政手続法第5条第3項及び地方自治法第250条の2第1項の規定により、愛媛県地方局(以下「地方局」という。)において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。</p>				